

彦根城博物館の設置および管理に関する条例の一部改正(素案)

【趣旨】

彦根城博物館の管理運営につきましては、「博物館法」および「彦根城博物館の設置および管理に関する条例(以下「博物館条例」という。)」に基づき行っております。

平成 23 年 8 月 30 日に公布されました「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」において「博物館法」の一部改正が行われ、博物館協議会の委員の任命の基準を市町村の条例で定めることとされました。

また、「博物館法」の改正に伴い、「博物館法施行規則」に博物館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるにあたって参酌すべき基準が新たに規定されました。

このことを受けまして、本市では、博物館条例で彦根城博物館協議会の委員の任命の基準を定めることとします。

【改正内容および改正理由】

博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関です。

博物館法の規定により、博物館協議会の委員については、教育委員会が任命することとされ、その任命の基準については、これまで「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者」とされておりましたが、今回の博物館法の改正により、その基準については、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めなければならないとされております。

なお、文部科学省令(博物館法施行規則)では、「文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする」とされたところです。

したがって、今回、博物館条例に博物館協議会委員の任命の基準を設けることとし、その基準については、文部科学省令で定める任命の基準を基本とし、彦根城博物館の有する特性にも考慮した任命を行うため、本市独自の判断による任命も可能とする基準を設けることとします。

【彦根城博物館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例素案】

彦根城博物館の設置および管理に関する条例(昭和 61 年彦根市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条第 4 項中「前各号」を「前各項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を次のように改める。

2 協議会は、10 人以内の委員で組織する。

第 13 条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 学校教育および社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

付 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。